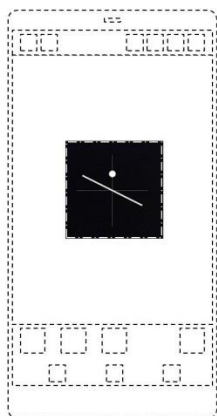


付加機能を有する電子計算機の画像の例

- 1 意匠登録第1571497号 カメラ機能付き電子計算機
- 2 意匠登録第1575652号 電話帳機能付き電子計算機
- 3 意匠登録第1584266号 指紋認証機能付き電子計算機
- 4 意匠登録第1588677号 ファイルデータ閲覧機能付き電子計算機
- 5 意匠登録第1590796号 投資信託残高損益グラフ表示機能付き
電子計算機
- 6 意匠登録第1594796号 経路誘導機能付電子計算機
- 7 意匠登録第1595359号 期待情報管理機能付き電子計算機
- 8 意匠登録第1595750号 電子楽器の音響調整機能付き電子計算機
- 9 意匠登録第1597305号 ホームメニュー機能付き電子計算機

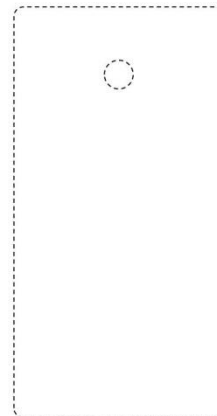
【登録番号】	意匠登録第 1571497 号
【出願日(出願基準日)】	2016.04.28
【分類】	H7-725 W11
【意匠に係る物品】	カメラ機能付き電子計算機
【意匠に係る物品の説明】	本物品はカメラ機能を備えた電子計算機である。正面図に表された画像は、撮影時に表示される水準器の画像であり、直線により左右方向の傾き(ロール)を、小円により上下方向の傾き(ピッチ)を示しており、変化の状態を示す正面図は、上下左右方向に水平が確保された状態を表している。撮影時は、画面(背景の黒色部)に表示される被写体に被せて、水準器の画像を表示させて使用することが可能である。
【意匠の説明】	実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。
【部分意匠】	

【正面図】

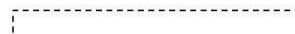


【平面図】

【背面図】



【底面図】



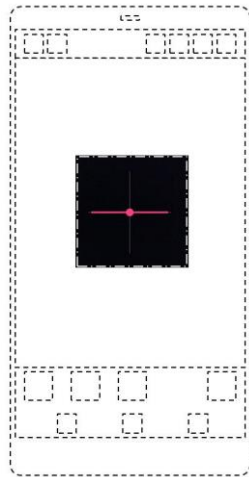
【右側面図】



【左側面図】

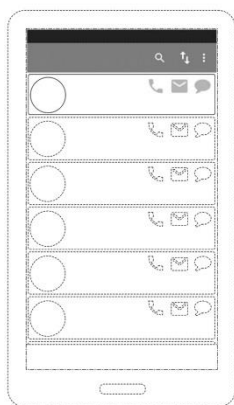


【変化の状態を示す正面図】

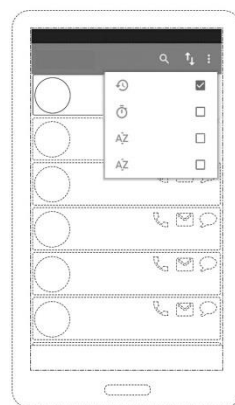


【登録番号】	意匠登録第 1575652 号
【出願日(出願基準日)】	2016.04.01
【分類】	H7-725 W12
【意匠に係る物品】	電話帳機能付き電子計算機
【意匠に係る物品の説明】	本物品は、電話帳機能付の電子計算機である。正面図の表示部に表された画像は、電話帳の機能を果たすために必要な表示を行う画像であり、各部の名称を示す参考正面図に示された各種ボタンをクリックすることにより、各種情報を表示することができる。具体的には、変化した状態の正面図1は、ユーザーが、表示ソート順指定ボタンをクリックすると表示される画像であり、例えば、変化した状態の参考正面図1のように表示される。変化した状態の正面図2は、ユーザーが、表示情報切替ボタンをクリックすると表示される画像であり、例えば、変化した状態の参考正面図2のように表示される。変化した状態の正面図3は、ユーザーが、電話番号表示ボタンをクリックすると表示される画像であり、例えば、変化した状態の参考正面図3のように表示される。変化した状態の正面図4は、ユーザーが、メールアドレス表示ボタンをクリックすると表示される画像であり、例えば、変化した状態の参考正面図4のように表示される。変化した状態の正面図5は、ユーザーが、SMS(ショートメッセージサービス)番号表示ボタンをクリックすると表示される画像であり、例えば、変化した状態の参考正面図5のように表示される。
【意匠の説明】	一点鎖線で囲まれた部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分であり、破線部は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。背面図、左側面図及び底面図は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。
【部分意匠】	

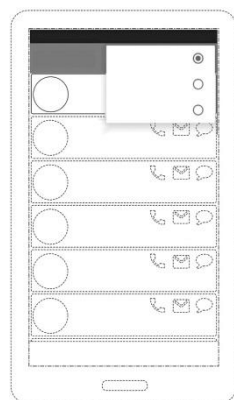
【正面図】



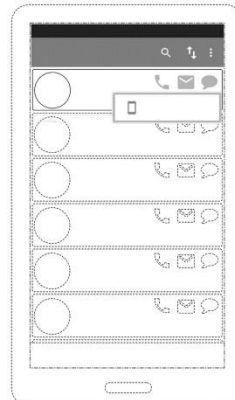
【変化した状態の正面図1】



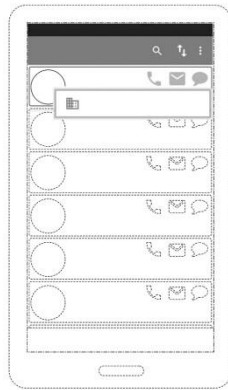
【変化した状態の正面図2】



【変化した状態の正面図3】



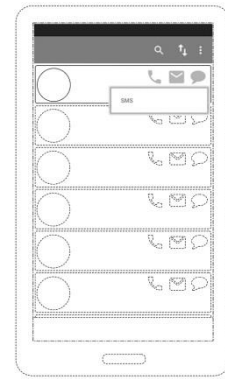
【変化した状態の正面図4】



【平面図】



【変化した状態の正面図5】



【右側面図】



【各部の名称を示す参考正面図】



【変化した状態の参考正面図1】



【変化した状態の参考正面図2】



【変化した状態の参考正面図3】



【変化した状態の参考正面図4】



【変化した状態の参考正面図5】



【登録番号】	意匠登録第 1584266 号
【出願日(出願基準日)】	2016.09.29(基準日 2016.03.30)
【分類】	H7-725 W13
【意匠に係る物品】	指紋認証機能付き電子計算機
【意匠に係る物品の説明】	本物品は、指紋認証機能付きの電子計算機である。正面図の表示部に表された画像は、本物品の有する指紋認証機能を果たすために必要な表示を行う画像であり、例えば、本物品の表示部に指先をタッチすることによって指紋をスキャンしたのち、本物品が当該指紋の認証を行っていることをユーザーに知らせるためのものである。そして、変化した状態の正面図1ないし18のように、略渦巻き状模様が変化する。
【意匠の説明】	実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図、左側面図及び底面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。
【部分意匠】	

【正面図】



【平面図】



【右側面図】



【変化した状態の正面図1】



【変化した状態の正面図2】



【変化した状態の正面図3】



【変化した状態の正面図4】



【変化した状態の正面図5】



【変化した状態の正面図6】



【変化した状態の正面図7】



【変化した状態の正面図8】



【変化した状態の正面図9】



【変化した状態の正面図10】



【変化した状態の正面図11】



【変化した状態の正面図12】



【変化した状態の正面図13】



【変化した状態の正面図14】



【変化した状態の正面図15】



【変化した状態の正面図16】



【変化した状態の正面図17】



【変化した状態の正面図18】

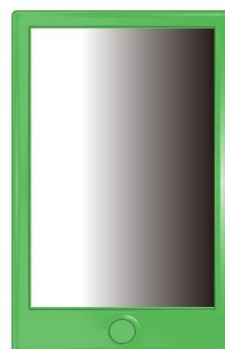


【登録番号】	意匠登録第 1588677 号
【出願日(出願基準日)】	2016.09.08
【分類】	H7-725 W10
【意匠に係る物品】	ファイルデータ閲覧機能付き電子計算機
【意匠に係る物品の説明】	正面図中の表示部に表示された画像は、写真や文章などのファイルデータ再生時に、終端ページに達してそれ以上スクロールできないことを知らせる、スクロールエンドガイド機能のための画像である。再生画面をスクロールして行き、終端ページに達した後、更にスクロールしようとする、画面の終端側端にグラデーションの影が表出する。所定表示位置から画面をスライドしようとした量に比して表出する影の幅が変化する。影の増幅方向は、右から左へスクロールしているとき「正面図」から「変化状態正面図1」のように右から左に向い、下から上へスクロールすると、影の表出も「変化状態正面図2」から「変化状態正面図3」のように、下から上への向きに変化する。
【意匠の説明】	緑色で着色した部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。底面図は平面図と同一に表れる。左側面図は右側面図と同一に表れる。
【部分意匠】	

【正面図】



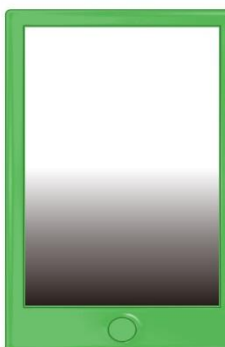
【変化状態正面図1】



【変化状態正面図2】



【変化状態正面図3】



【背面図】



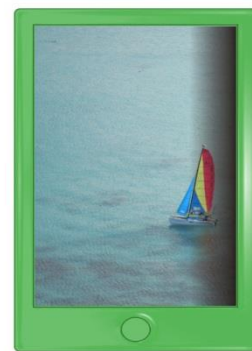
【右側面図】



【平面図】



【使用例を示す参考正面図】



【変化状態の使用例を示す参考正面図1】



【変化状態の使用例を示す参考正面図2】

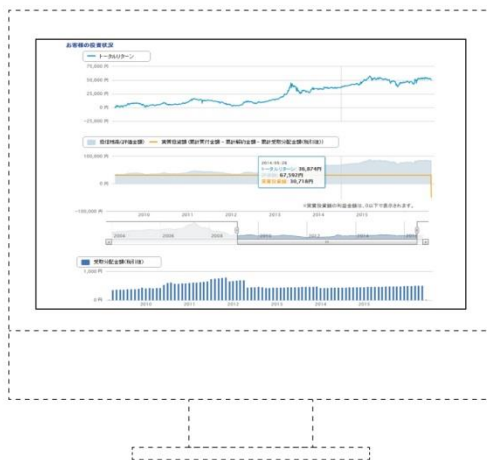


【変化状態の使用例を示す参考正面図3】

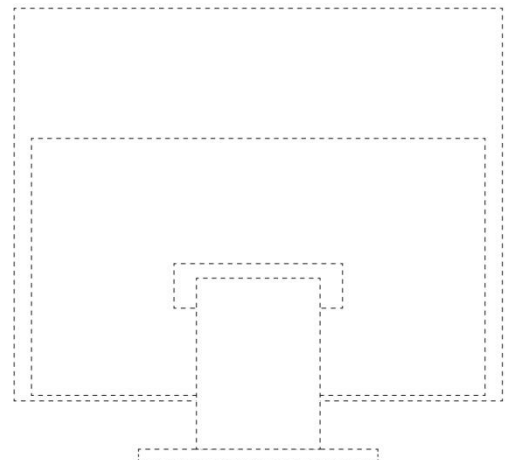


【登録番号】	意匠登録第 1590796 号
【出願日(出願基準日)】	2016.10.19
【分類】	H7-723 W14
【意匠に係る物品】	投資信託残高損益グラフ表示機能付き電子計算機
【意匠に係る物品の説明】	本物品は、投資信託の投資来の損益状況等を表示する投資信託残高損益グラフ表示機能付電子計算機である。具体的には、トータルリターンとキャッシュフローが同時に確認でき、投資金額に対する回収金額が、当該画像から一目でわかるものである。画像中央下方の期間のスライダーを左右に移動させることによって、グラフに表示される期間を変えることができる。
【意匠の説明】	色彩を付して表した画像部分及び実線で表した画像部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。
【部分意匠】	

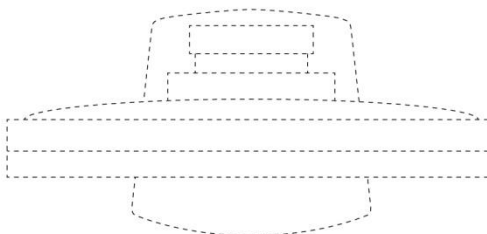
【正面図】



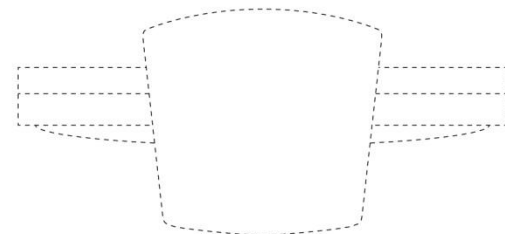
【背面図】



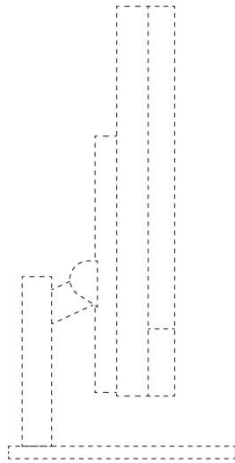
【平面図】



【底面図】



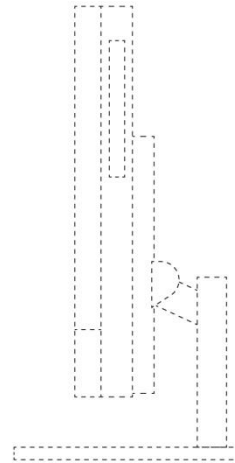
【左側面図】



【表示画像拡大図】



【右側面図】



【変化した状態を示す表示画像拡大図1】

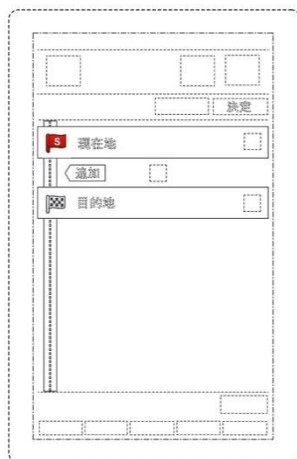


【変化した状態を示す表示画像拡大図2】



【登録番号】	意匠登録第 1594796 号
【出願日(出願基準日)】	2016.12.20
【分類】	H7-725 W12
【意匠に係る物品】	経路誘導機能付電子計算機
【意匠に係る物品の説明】	本物品は、経路誘導機能を有する電子計算機である。正面図の表示部に表された画像は、ユーザーが他の画面において設定した現在地及び目的地が表示される。そして、現在地と目的地の間に表示された五角形の追加ボタンを選択することにより、変化した状態の表示部1及び変化した状態の表示部2のように、途中の経由地が表示される。当該経由地は、ユーザーによって、自由に変更することができる。そして、表示部右上方の決定ボタンを選択することにより、経路誘導が開始される。
【意匠の説明】	一点鎖線で囲まれた部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分であり、破線部は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。背面図、左側面図及び底面図は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。
【部分意匠】	

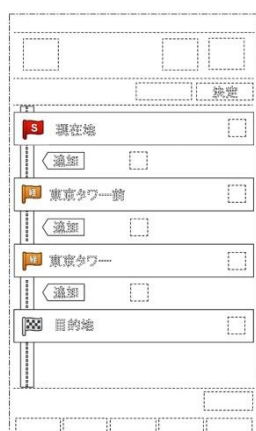
【正面図】



【変化した状態の表示部1】



【変化した状態の表示部2】



【現在地アイコンの拡大図】



【経由地アイコンの拡大図】



【目的地アイコンの拡大図】



【平面図】



【右側面図】



【参考正面図】



【変化した状態の参考表示部1】

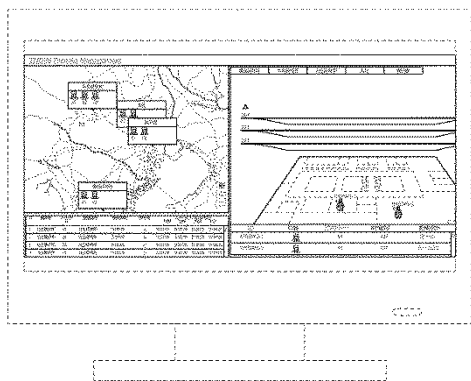


【変化した状態の参考表示部2】

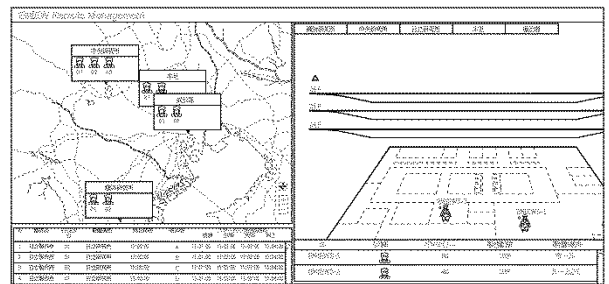


【登録番号】	意匠登録第 1595359 号
【出願日(出願基準日)】	2017.03.22
【分類】	H7-723 W14
【意匠に係る物品】	機体情報管理機能付き電子計算機
【意匠に係る物品の説明】	本物品は、ロボット等の機体の配置と稼働状態の情報を表示する機体情報管理機能を有する電子計算機である。画面左側には、機体が配置される拠点の地理的位置が地図上に表示され、画面右側には、拠点における機体の配置状況がフロアごとに表示される。機体の稼働状態が機体アイコンの色で表示されるものとしている。
【意匠の説明】	実線で示した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。意匠登録を受けようとする部分の外周である矩形部と、その上下にある横長矩形部とを合わせた領域が表示部領域である。
【部分意匠】	

【正面図】



【意匠登録を受けようとする部分の拡大図】



【右側面図】



【左側面図】



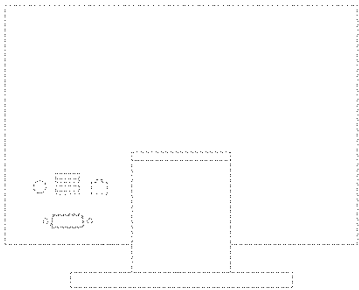
【平面図】



【底面図】



【背面図】



【使用状態を示す参考図】



番号	名称	種類	状態	位置	高さ	向き	注
1	設置機	設置機	設置中	100.00	100.00	0.00	
2	設置機	設置機	設置中	100.00	100.00	0.00	
3	設置機	設置機	設置中	100.00	100.00	0.00	

【登録番号】	意匠登録第 1595750 号
【出願日(出願基準日)】	2017.04.05
【分類】	H7-725 W12
【意匠に係る物品】	電子楽器の音響調整機能付き電子計算機
【意匠に係る物品の説明】	本物品は、電子ピアノ等の電子楽器の音響を調整する機能を備えた電子計算機である。本物品に表示される画像内には、表示部を説明する参考図に示すように、音場空間選択部、楽器選択部、および、ピアノ蓋設定部が設けられている。音場空間選択部を左右にスワイプして選択することにより、背景が、変化後を示す表示部拡大図1(リサイタルホールを選択した状態)、変化後を示す表示部拡大図2(応接室を選択した状態)のように変化し、その選択した空間で演奏した状態の残響音に調整することができる。楽器選択部を左右にスワイプして選択することにより、背景が、変化後を示す表示部拡大図5(アップライトピアノを選択した状態)、変化後を示す表示部拡大図6(ベーゼンドルファーを選択した状態)のように変化し、その選択した楽器の音色に調整することができる。ピアノ蓋設定部にグランドピアノが現れているときに、ピアノ蓋を上下にスライドさせることにより、変化後を示す表示部拡大図3(ピアノ蓋を小さく開けた状態)、変化後を示す表示部拡大図4(ピアノ蓋を閉じた状態)のように変化し、ピアノ蓋の開閉具合に応じた反射音に調整することができる。
【意匠の説明】	実線で表した部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す。拡大図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。背面図、底面図及び左側面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。
【部分意匠】	

【正面図】



【平面図】



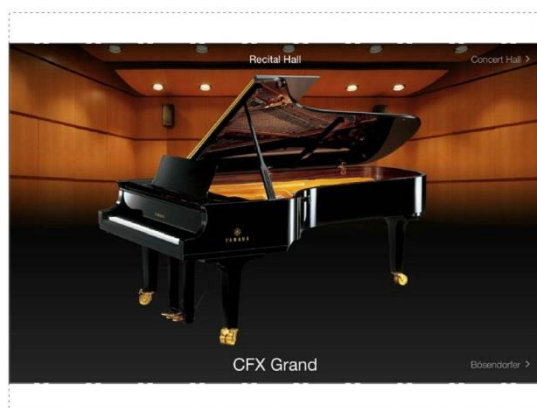
【右側面図】



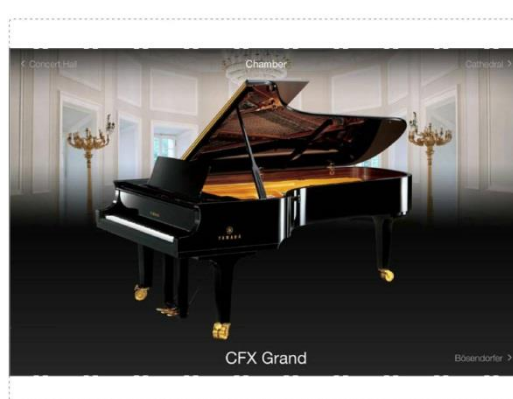
【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図1】



【変化後を示す表示部拡大図2】



【変化後を示す表示部拡大図3】



【変化後を示す表示部拡大図4】



【変化後を示す表示部拡大図5】



【変化後を示す表示部拡大図6】



【表示部を説明する参考図】



【登録番号】	意匠登録第 1597305 号
【出願日(出願基準日)】	2017.09.15
【分類】	H6-6 W12
【意匠に係る物品】	ホームメニュー機能付き電子計算機
【意匠に係る物品の説明】	使用状態を示す参考図に示す通り、電子計算機は、ノートPCと同等の性能を備えたモバイル型の小型PC端末であり、その端末の画像をメガネのガラス部や、ガラス部に取り付けたヘッドマウントディスプレイに表示して、主にメンテナンス作業などの作業支援に使用するものである。画像図に表す画像は、本願の意匠に係る物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものであり、PDFファイルの閲覧機能、メール機能、カメラ機能、電話機能等の機能を発揮できる状態にする操作に用いられるものである。当該画像は、横に三分割のエリアを設けてアイコンを配しており、各エリアの境界を曲線で表現し、パノラマ形状にすることにより、当該画像が使用者を取り囲むような臨場感を再現し、より直観的な操作を実現している。変化した状態を示す画像図1ないし同4は、上段のアイコンを選択する場合の動きを表しており、変化した状態を示す画像図5ないし同8は、下段のアイコンを選択する場合の動きを表している。
【意匠の説明】	実線で表した部分が、すなわち、画像図に表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。意匠に係る物品全体の形態を表す一組の図面は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。
【部分意匠】	

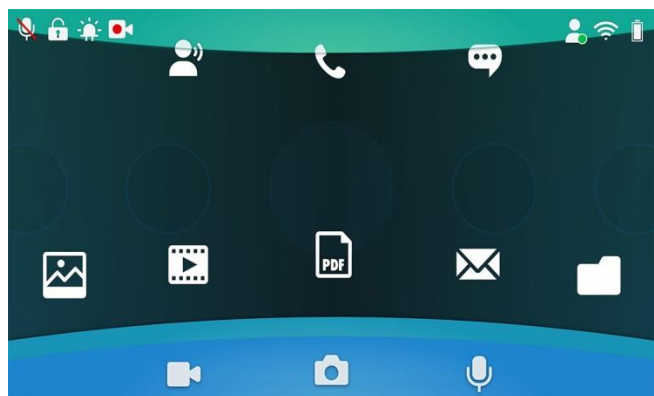
【画像図】



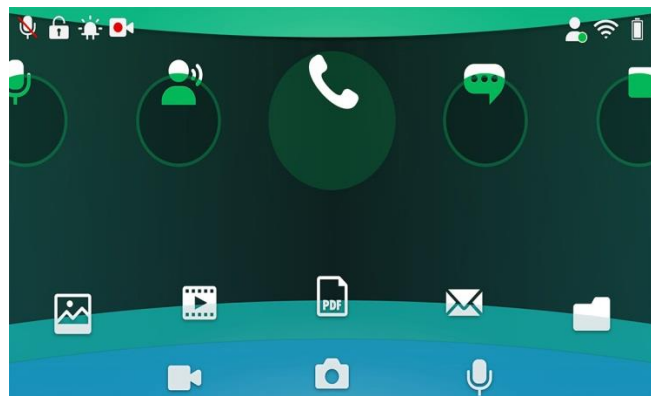
【変化した状態を示す画像図1】



【変化した状態を示す画像図2】



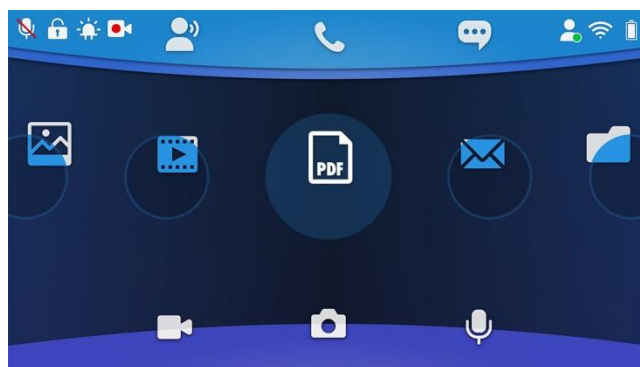
【変化した状態を示す画像図3】



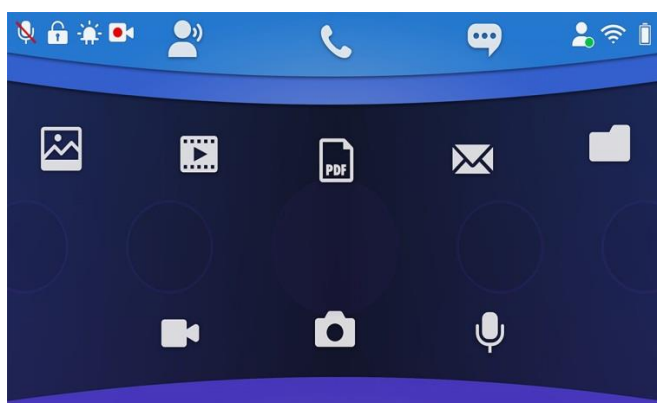
【変化した状態を示す画像図4】



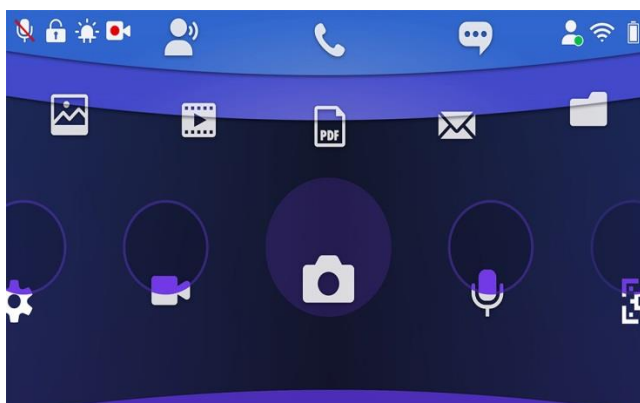
【変化した状態を示す画像図5】



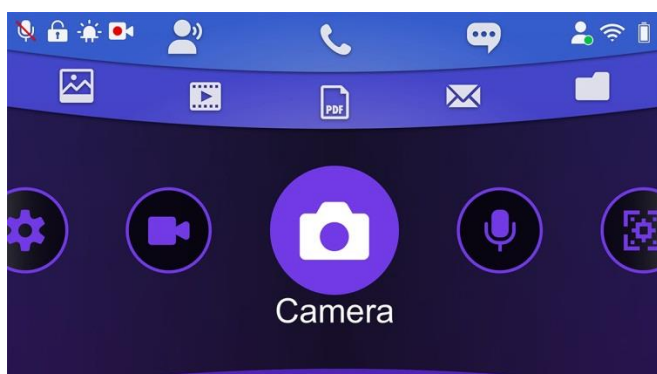
【変化した状態を示す画像図6】



【変化した状態を示す画像図7】



【変化した状態を示す画像図8】



【使用状態を示す参考図】

